

## 「道路修繕業務その4」業務仕様書

### (履行期間)

- 1 履行期間は、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの市開庁日とする。やむを得ず市閉庁日に作業する場合は事前に監督員の承諾を得ること。

### (作業時間)

- 2 作業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。  
やむを得ず市閉庁時間に作業する場合は事前に監督員の承諾を得ること。  
なお作業中及び貸与車両内は禁煙とすること。  
現場間の移動時間は作業時間に計上する。

### (作業員の構成)

- 3 現場が数か所になる場合は、現場ごとに自社社員（雇用が証明できる書類を履行前に提出）を1名配置し、連絡できるように携帯電話を所持すること。  
履行前に、作業員名簿を提出し承認を得ること。履行期間中の変更も同様とする。

### (作業の内容)

- 4 主な作業内容は次のとおりである。
  - (1) 修繕作業 別表「修繕作業区分表」のとおり
  - (2) 舗装修繕（小規模舗装打換・新設・オーバーレイ等）
  - (3) (2)の舗装修繕は材料費及び処分費は単価に含まれているので受託者で負担すること

### (材料)

- 5 修繕作業に係る資材は次のとおりである。
  - ・生コン・砕石・砂・木材・鋼材・常温As・Co製品等・その他必要な材料は市が支給するため、作業に伴い事前に搬入場所を明記した材料予定表を監督員に提出すること。

### (作業の指示・報告)

- 6 受託者は、監督員の作業指示を受けた日から18日以内に処理を完了すること。ただし、監督員から日時について指定があった場合にはその指示に従うこと。事前に週間作業工程表を監督員に提出すること。  
作業後は指定の作業日報・運転日誌及び施工写真（施工中・完成）を原則週1回提出すること。写真はデジタルカメラで撮影した写真を各所毎にA4用紙に3枚ずつプリントアウトし整理することと電子媒体（CD-R市支給品）に整理して記録し、提出すること。  
その際、ウィルス対策を施し「定義年月日・パターンファイル名・チェック年月日」を明記し提出すること。

(作業用自動車)

- 7 本業務で使用する作業用自動車は次のとおりとする。
- (1) 別紙貸与車両仕様書に記載の作業用自動車は無償で貸与する。
  - (2) 車両の貸与及び管理については、別紙貸与車両仕様書による。
  - (3) 貸与する作業車の任意保険は受託者で加入すること。
  - (4) 受託者は、貸与車の始業点検を行い、使用後においても車両に異常がないか点検すること。
  - (5) 受託者は、貸与車両の日常保守管理を行うこと。
  - (6) 貸与する作業車の車検・法定定期点検・オイル・役務費等の保守管理は市が行う。なお、役務費の単価の変更は行わないものとする
  - (7) 舗装修繕業務は作業用自動車を含んでいるので貸与車両は使用しない。
  - (8) 燃料費については市で負担するため、毎月末に運転日誌と燃料伝票を提出すること。

(施工管理)

- 8 本業務の施工管理の方法は、神奈川県土木工事共通仕様書（平成 28 年 4 月）および神奈川県土木施工管理基準書（平成 28 年 4 月）に準拠すること。

(法定外の労災保険について)

- 9 本業務の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、保険契約の写しを提出すること。

(安全・訓練等の実施)

- 10 受託者は本作業に際し、当該工事に即した安全・訓練を作業員全員にしなければならない。また、活動記録簿を提出すること。(月当たり半日以上)

(舗装版切断時に発生する濁水の処理について)

- 11 (1) 処理方法  
舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。
- (2) 条件  
受託者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。  
また、請負者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならない。
- (3) 提出書類等  
受託者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受託者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。  
また、受託者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受託者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

なお、受託者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(4) 舗装版切断濁水発生量

舗装版切断で発生する濁水量の算定および精算は次式によるものとし、実際の処分量との誤差に関しては、標準的な設計数量のため原則として変更の対象としない。

アスファルト舗装版： $V=0.023 \times t \times L$

V：発生濁水量(m<sup>3</sup>) ※小数第3位(小数第4位四捨五入)

t：舗装版切断深さ(m)

L：舗装版切断延長(m)

(5) その他

上記内容について疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

(交通誘導警備員について)

- 12 作業に要する交通誘導警備員については、効率的な適正配置に努め、作業前に監督員の承諾を得ること

(その他)

- 13 本仕様書に定めのないものについては、両者協議の上、定めるものとする。
- 14 緊急作業に備え、次の機械及び車両は使用可能な状態で自社保有すること。
- ・ダンプトラック 2 t 以上
  - ・バックホウ 0.1m<sup>3</sup> 以上
  - ・ホイールローダ 0.3m<sup>3</sup> 以上
- 履行前に自社保有が確認できる車検証・年次点検票・リース契約書等を提出し、監督員の承認を得ること。
- 15 14の車両について、リース契約の場合は履行期間がリース契約期間に含まれた契約であること。
- 16 履行前に貸与車両の保管場所を確保し、位置図・写真等を提出し、監督員の承認を得ること。

## 特記事項

(随意契約について)

- 1 委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、委託者が提示した数量において、本契約と保険料及び役務費以外の単価は同条件で随意契約するものとする。  
なお、受託者が随意契約を締結する意思がない場合等については、本業務履行期間満了の2カ月前（平成31年1月末日）までに通知すること。

# 貸 与 車 両 仕 様 書

## (車両)

- 1 横須賀市が、受託者に貸与する車両（以下「車両」という。）は、車両内訳のとおりとする。

## (貸与期間)

- 2 貸与期間は本契約の期間とする。

## (使用料の免除)

- 3 使用料は免除とする。

## (用途指定)

- 4 受託者は、車両を道路維持作業及び道路パトロール業務の用途以外に使用してはならない。

## (管理)

- 5 受託者は、車両の管理及び使用に当たっては、善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。なお、車両内は禁煙とする。

## (管理報告)

- 6 受託者は、車両に事故が発生したとき又は破損したときは、速やかに監督員に報告しなければならない。

## (事故処理)

- 7 受託者は、車両の使用に伴い、車両又は第三者に損害を与えたときは、次条に定める保険賠償のほか、受託者の責任において一切を解決しなければならない。

## (保険の加入)

- 8 受託者は、車両に対し、自動車任意保険に加入しなければならない。保険加入後に証書の写しを提出すること。  
なお、加入する対人、対物、賠償責任保険金額は無制限補償額とする。

## (原形変更の承認)

- 9 受託者は、車両の原形を変更することはできない。ただし、あらかじめ横須賀市の承諾を得たときは、この限りではない。

## (損害賠償)

- 10 受託者が本仕様書に違反し、横須賀市に損害を与えたときは、受託者は横須賀市に対して損害賠償の責めを負わなければならない。

(協議)

11 本仕様書に定めのない事項又はこれに疑義を生じたときは、両者で協議し、決定するものとする。

## 車 両 内 訳

種 別	① 道路維持作業車	② 2 t ダンプ	③ 軽ダンプ
車 名	いすゞ エルフ	いすゞ エルフ	三菱 ミニキャブ
形 状	キャブ オーバ	ダンプ	ダンプ
登録番号	横浜 100 そ 1940	横浜 400 ほ 2193	横浜 480 さ 8223
乗車定員	6 人	3 人	2 人
最大積載量	1,900kg	2,000kg	350kg
車両総重量	4,950kg	4,865 kg	1,470 kg
初年度登録	平成 21 年 6 月	平成 26 年 9 月	平成 24 年 9 月

①道路維持作業車の特別仕様は下記のとおり

- 1 車両塗装 (1) 車体 黄色  
(2) 前部バンパー及びリヤゲートリフターに赤白色ゼブラ模様  
(3) 側面 幅 15 c m の帯状で白色、「横須賀市道路維持作業車」(黒色丸ゴシック体) の文字
- 2 付属品等
  - ・黄色散光式警光灯及び拡声器
  - ・音声合成装置
  - ・マグネット式黄色回転灯
  - ・エアコン
  - ・リヤヒーター
  - ・ドアバイザー
  - ・リヤゲートリフター
  - ・水槽
  - ・荷台部用具収納用架装

## 産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

(目的)

第1条 受託者は、横須賀市から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 受託者は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 横須賀市が、受託者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類	数量 (予定数)	処分又は再生 を行う事業所	処分方法 能力	再生方法 能力
汚泥(混合)	80 t	田中石材土木(株) 佐島1-2-1	脱水 240m <sup>2</sup> /8h	混合 800m <sup>2</sup> /8h
金属くず類	5 t	木村金属(株) 内川2-4-36	破砕 101 t /8h	
廃プラスチック	1 t	木村金属(株) 内川2-4-36	中間 2973m <sup>2</sup>	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5 t	(株)リフレックス 内川2-5-50	破砕 101 t /8h	

3 受託者は、横須賀市から委託された前項の産業廃棄物を、横須賀市の指定する上表の処分業者の事業場に搬入する。

4 受託者は、横須賀市から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 受託者は、第3項に指定する事業場以外では、横須賀市から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 受託者は、横須賀市から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、受託者は、書面による横須賀市の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、受託者は、横須賀市の要求があったときは、この再委託を受託者の責任において解除しなければならない。

- 7 横須賀市は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。
- 8 受託者は、横須賀市又は横須賀市の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。
- 9 横須賀市は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し受託者に交付する。なお電子マニフェストの利用も可能であるが、費用については受託者の負担とする。

(義務と責任)

第3条 横須賀市は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ受託者に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
  - (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
  - (4) その他取扱う際に注意すべき事項
- 2 横須賀市は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知しなければならない。

(責任範囲等)

第4条 受託者は、横須賀市から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が横須賀市の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

- 2 受託者は、横須賀市から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し横須賀市に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 受託者は、この業務が完了したときは、横須賀市の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、横須賀市の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令に従い両者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。